

第40号議案

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、定年前再任用短時間勤務職員等の住居手当及び寒冷地手当の支給に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区職員の給与に関する条例（昭和26年9月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第21条の5第2項中「、第11条の3及び次条」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年10月台東区条例第33号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「、第11条の3及び第22条」を削る。